

裏面白紙

通 第五三 号

案 起 昭和三十八年 五月十三日

議 閣 昭和三十八年 五月十四日

内閣総理大臣

内閣官房長官
法制局長官

内閣参事官

中垣 國務大臣

西村 國務大臣

小沢 國務大臣

川島 國務大臣

大平 國務大臣

重政 國務大臣

大橋 國務大臣

近藤 國務大臣

田中 國務大臣

福田 國務大臣

河野 國務大臣

志賀 國務大臣

荒木 國務大臣

綾部 國務大臣

篠田 國務大臣

宮沢 國務大臣

閣議了解事項

貿易記念日の設定について

(通商産業省)

内閣

裏面白紙

通知案

昭和三十八年五月十四日

内閣官房長官

通商産業大臣あて

昭和三十八年五月十一日付三十八閣通産第八十二号をも
つて提出の「貿易記念日の設定について」は本日提案
のとおり閣議了解になりましたから、命によって通
知します。

内閣

38 閣通産第 82 号

昭和 38 年 5 月 11 日

通
五
三

内閣総理大臣 池 田 勇 人 殿

通商産業大臣 福 田



貿易記念日の設定について（閣議請議）

上記の件について、閣議の了解を得たいので、別紙案を添えて閣議を求めます。

貿易記念日の設定について（案）

（昭和三十八年五月
閣議了 日
解）

一、趣旨

貿易に対する国民の認識と自覚をたえず新たにし、輸出振興意欲の一層の高揚を図るため、貿易記念日を設定し、貿易振興運動に関する諸行事を全国的に集中実施し、目的達成に資するものとする。

二、設定日

設定する日は、毎年六月二十八日とする。

三、行事

貿易関係各機関および一般の協力を得て、たとえば貿易振興貢献者の表彰、全国貿易振興会議の開催、貿易思想普及映画会の開催等のほか、この日の趣旨にそつた行事を全国的に実施するものとする。

貿易記念日設定の理由書

最近わが国は貿易の自由化を実施しつつあるがIMFからの八条国移行勧告、米国を中心とする先進工業国間の関税の相互引下げの気運の増大等わが国をめぐる国際経済情勢も一段と厳しさを加えている。

これらの国際環境に対処して、わが国経済の安定的成長を達成するためには、業界をはじめとして国民すべてが貿易の重要性を充分認識し輸出の振興に一段と努力を傾注する必要がある。

たまたま全国の貿易関係業者を糾合して貿易振興国民運動を実施している貿易振興推進本部が、本部の決議に基づき輸出振興意欲の一層の高揚をはかるため貿易記念日を設定するよう別添のとおり政府に要望して来ている。政府においてもこのような民間の輸出振興気運の盛り上りを一層助長するため、貿易記念日を設定し、貿易振興運動に関する各種行事を全国的に集中実施し、貿易に対する国民

の認識と自覚の高揚に資せんとするものである。

なお、設定する日はわが国が正式に近代貿易に参加した日すなわちわが国が英、米、仏、露、蘭の五カ国との修好通商条約に基づいて、はじめて自由貿易開始を布告した安政六年（西暦一八五九年）五月二十八日現行の太陽暦になおして六月二十八日をとるべきものととした。

28日 1859年6月28日)

「魯西亜・仏蘭西・英吉利・阿蘭陀・亜墨利加5ヶ国と交易御差許相成候間当末6月より神奈川・長崎・箱館三港において商人共勝手に可逐商売候。右之もの共舶来之品々売捌候者勿論、民留之外国人共見世之売品、諸人買取候儀も是又勝手次第たるべく候。

右之趣御料、私領、寺社領共不洩様可触知書也。」

(昭徳院御実紀)

と言ひ、但シ法律書・兵書・雲上明鑑・武鑑・甲冑・刀剣・銅及び葵紋付の品等については輸出禁止を令した。」

(注) 維新史2巻、維新史料編纂事務所発行。なお、日本外交年表並主要文書上巻(外務省編纂)、年表27頁、文書21頁にて、同文の記事が掲載されている。

(3) なお、安政5国条約によつて神奈川(横浜)・長崎・箱館3港は安政6年6月2日(1859年7月1日)より貿易港として開かれた。

なお、わが国の貿易統計は、Paske-Smith の著書である。" Western Barbarians in Japan and Formosa in Tokugawa Days. " Kobe. 1930

裏
面
白
紙

その他の諸資料においても明らかな通り、1859年（後半期）における3港の統計をもつてはじめられている。

裏
面
白
紙